|  |
| --- |
| **吉田町業務継続計画（地震対策編）【概要版】　平成２９年３月** |

|  |  |
| --- | --- |
| **第１章** | **総則** |

１　目的

災害時に優先的に実施すべき災害応急対策業務及び通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定し、業務継続に必要な措置を検討することにより、被災によって資源等に制約がある状況下においても、適切な業務執行を行うことを目的として、本計画を策定する。

２　位置付け

吉田町BCPは、「吉田町地域防災計画」や「災害時等の初動活動マニュアル」に記載されていない、災害時の業務継続に必要となる事項の補完を目的とした計画である。

【吉田町BCPのイメージ図】

吉田町地域防災計画

通常業務

**優先度の高い通常業務**

**非常時**

**優先業務**

**吉田町ＢＣＰ**

**災害応急対策業務**

災害復旧・復興業務

３　業務継続の基本方針

○大規模地震が発生した際は、吉田町民の生命・身体・財産を守るため、非常時優先業務を最優先で実施する。

○非常時優先業務に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。

○大規模地震に備え、平常時から全庁的に業務継続能力の向上に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| **第２章** | **被害状況の想定** |

１　想定する災害

甚大な被害をもたらし、広域的な連携等が求められることが予想される、静岡県第４次地震被害想定の「レベル２の地震・津波」を用い、最大クラスの地震に備えるとともに、非常時優先業務については、町職員のみでの現実的な対応計画を検討するため、災害救助法の適用基準（全壊棟数＋半壊棟数÷２＞６０棟）を超える程度の規模の被害を想定として用いる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | レベル２の地震・津波 | 災害救助法適用基準程度の災害 |
| 震度 | 最大震度７ | 最大震度５強 |
| 津波 | 最大津波高９ｍ | 無し |
| 建物被害 | 全壊3,600棟、半壊4,200棟 | 半壊206棟 |
| 人的被害 | 死者4,500人 | 軽傷者36人 |
| 発災直後ライフライン支障 | 100％の世帯が断水、90%の世帯が停電  固定電話90%不通、携帯電話18%停波 | 無し |
| 避難者数 | 18,660人 | 32人 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第３章** | **業務継続における課題と対策** |

１　指揮命令系統の確保

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 町長の職務代行順位（「地方自治法」「吉田町長の職務を代理する職員を定める規則」） | | | |
| 第１順位 | 第２順位 | 第３順位 | 第４順位 |
| 副町長 | 総務グループ参事  （平成28年度不在） | 参事 | 給料の号給の多い者 |

２　職員の参集体制（勤務時間外）

|  |  |
| --- | --- |
| 通常時の参集人員予測 | 大規模地震発生時の参集人員予測 |
| 206人 | 発生当日＝76人、３日後＝138人 |

３　代替庁舎の特定

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 住所 |
| 吉田町中央公民館 | 吉田町住吉89-1 |

４　ライフライン及び執務体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 課題 | 対策 |
| 電力 | 十分な電力確保（停電時） | 業務の優先順位整理 |
| 電話による情報伝達 | 電波の輻輳による不通 | 多様な情報伝達手段の確保 |
| 行政無線による情報伝達 | 機器の老朽化 | 機器の更新 |
| 情報システム | ・バックアップデータの復旧  ・再開の手順が不明確 | ・クラウド化  ・ICT-BCPの策定 |
| 公用車 | 燃料の確保 | 余裕のある給油の徹底 |
| 執務環境 | 什器転倒防止措置が不十分 | 転倒防止措置の推進 |
| トイレ | 職員用トイレの備蓄無し | 備蓄の確保 |
| 飲料水・食料等 | 職員用飲料水・食料等の確保 | 各個人での備蓄の周知徹底 |
| 消耗品等（用紙等） | 物品の不足 | 平常時の確保、選挙用備品活用 |

|  |  |
| --- | --- |
| **第４章** | **非常時優先業務の検討** |

各部（課・局）ごとに、非常時優先業務の選定を行い、優先順位順に整理するとともに、それぞれの業務の開始（再開）目標時期・期間を設定。

|  |  |
| --- | --- |
| **第５章** | **今後の取組** |

１　見直し計画

本計画で想定、網羅することのできなかった事項に関し、来年度以降検討を進めていく。

２　訓練計画

　本計画を組織に浸透させるため、必要に応じて訓練や研修を行っていく。

３　災害対応用マニュアル

各課は、災害応急対策業務を確実に実施するために必要である災害対応用マニュアルを必要に応じて策定し、すでに策定されている場合は、訓練等の機会に、課題とその対策を検討し、継続的に見直し・更新を図る。